

第 104 回日本精神神経学会総会

シンポジウム

## 精神障害のある人にとっての差別禁止法と権利条約の意味

池原 毅 和 (東京アドボカシー法律事務所)

米国では 1990 年に ADA が成立し間もなく 20 年になる。また、2006 年 12 月には国連で障害者権利条約が採択され、2007 年 9 月我が国も条約に署名し、各国が批准する段階に進んでいる。我が国でも特に 2000 年以降、障害のある人に対する差別を禁止する法律策定の声が高まり、日本弁護士連合会では法案を作成し、当事者団体からも法案が提案されている。また、千葉県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県作り条例」が 2006 年 10 月に成立している。

精神障害のある人に対する差別は他の障害のある人に比べても深刻なものがあり、こうした差別が法律上許容されない違法な行為であることを宣明することに意味があるが、それ以上に、具体的に精神障害のある人の雇用や社会参加において、個別具体的な「合理的配慮」を行なうべき法律上の義務を雇用者や社会に負担させ、個々の精神障害のある人にオーダーメイドの差別是正の支援を図るところに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案」(ハートビル法、交通バリアフリー法の統合案) などのアプローチと

異なる差別禁止法の独特のアプローチがある(前者を日照権アプローチ、後者を建築基準法アプローチと仮称する)。

また、「合理的配慮」は、社会的入院者など地域支援があれば退院可能な入院患者に対してそれを提供しないことは合理的配慮義務違反であり差別になることを指摘している (Olmstead vs. L. C.)。差別禁止法等の退院促進法としての意味も注目に値するところである。

権利条約との関係では、差別禁止はもとより特に、法的能力の享有と支援 (12 条)、身体の自由と安全 (14 条)、個人のインテグリティの保護 (17 条) などが、強制入院、強制医療、後見制度などの精神障害のある人に関わる法制度の改革を求める規定となる。「自由の剥奪が障害を理由として正当化されないこと」(14 条) の指摘は重要であり、また、自己決定能力が支援を受けることによって補完されること (12 条) の指摘も成年後見制度や保護者制度の根幹に関わる問題を指摘している。

(この論文は抄録集より転載しました)